

第三八回

参第三三号

労働基準法等の一部を改正する法律（案）

（労働基準法の一部改正）

第一条 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第二項中「百分の百二十」を「百分の百十」に、「百分の八十」を「百分の九十」に改める。

（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「百分の百二十」を「百分の百十」に、「百分の八十」を「百分の九十」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内で政令の定める日から施行する。
- 2 改正後の労働基準法第七十六条第二項の規定は、この法律の施行の際同条第一項の規定による休業補償を受けている労働者についても適用があるものとする。この場合において、改訂すべき時期がこの法律の施行の日の属する四半期の次の次の四半期前となるときは、当該次の次の四半期に属する最初の月から改訂された額により休業補償を行わなければならない。ただし、改正前の同条の規定によりこの法律の施行の日の属する四半期又はその次の四半期に改訂することとされていた場合は、当該四半期において改訂し、その改訂をした四半期に属する最初の月から改訂された額により休業補償を行わなければならない。
- 3 改正後の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第二十九号）附則第十六条の規定は、この法律の施行の際労働者災害補償保険法の規定による第一種障害補償費又は傷病給付若しくは第一種障害給付を受けている労働者についても適用があるものとする。この場合において、改訂すべき時期が昭和三十六年四月以前となるときは、政府は、昭和三十七年四月から改訂された額により同条に規定する保険給付を行なう。

理 由

一般賃金の実情と調和のとれた適正な補償が行なわれ得るように、休業補償の額、第一種障害補償費等又はじん肺給付の額の改訂事由を変更することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。